

Title	<翻訳>東アジアにおける法学の伝播経路(一) : 日本・中国の「法学通論」から : 台湾の「法学緒論」へ
Author(s)	王, 泰升; 坂口, 一成
Citation	阪大法学. 2020, 69(5), p. 279-323
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87255
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

東アジアにおける法学の伝播経路（一）

——日本・中国の「法学通論」から台湾の「法学緒論」へ——

王 泰 升
坂口 一成／訳

訳者まえがき

以下に掲載するのは、王泰升教授（国立台湾大学法律学院。二〇一九年に教育部（日本の文部科学省に相当）より「国家講座教授」を受賞）の「一条東亜法学伝通的路径…従日本、中国的「法学通論」到台湾的「法学緒論」を訳出したものである。同論文は、王教授が現在執筆を進めているその著書『建構台湾法学…欧美日中経験的彙整』（二〇二〇年完成予定。『台湾法学の構築…欧米日中の経験の彙集・整理』——坂口訳）の第四章「戦後台湾「法学緒論」的知識系譜…源自明治日本及民国中国」を、日本の読者向けに若干補筆した上で、タイトルを改めたものである。

周知のように、日本は明治以降、西洋近代法（学）の継受に努めた。そして清末から中華民国期までの中国と一

八九五年以降の台湾の法(学)は、そうした日本の法(学)から少なからぬ影響を受けた。とりわけ台湾は一八九五年から一九四五年まで日本の統治下にあった。またそれ以降もそうした中華民国の統治の下で、今日でも日本を比較法・外国法研究の主な対象国の一つとしている(例えば蔡秀卿・王泰升編『台湾法入門』(法律文化社、二〇一六年)、特に王泰升(宮畑加奈子訳)「第一章 台湾法の歴史」参照)。

同論文はこうした東アジアにおける日本を出発点とする、日本化された西洋近代法(学)の中国・台湾への伝播および各自のローカライズの態様・背景を、「法学通論」・「法学緒論」という「法学の基本概念」を教授する講義科目やその教科書を素材として、具体的に示そうとしたものである。こうした同論文は、台湾法・中国法を対象とする比較法(史)研究に裨益するのみならず、明治・大正期の日本が「輸出」した法学の辿った道、あるいは東アジアにおける日本法の歴史的位位置を確認できる点で、日本法を対象とする比較法(史)研究にとっても示唆に富むもののように思われる。そこで邦訳して、公表する次第である。

なお、翻訳作業を進めるに当たっては、山本展彰氏(大阪大学大学院法学研究科博士後期課程)にご助力いただいた。ここに記して謝意を表したい。

【凡例】

- ・ 下線はいずれも著者による。引用文中の著者注は「(著者注……)」とする。また必要に応じて著者が新式の標点符号を加えた。
- ・ 「」は訳者注であることを、「」は特に注記のない限り中国語の原文であることを示す。
- ・ 旧字体は原則として新字体に改めた。

東アジアにおける法学の伝播経路（一）

- 一 はじめに…ある台湾の法学者の「法学緒論」経験
 - (一) 研究テーマの由来
 - (二) 法学知識の構築プロセス
- 二 分析対象の著作および研究方法
 - (一) 研究テーマに照準を合わせた史料収集
 - (二) 研究方法に関する補足説明
- 三 戦前日本の法学通論
 - (一) 明治前期における「法学通論」の創設
 - 1 明治初期の法学教育の概況
 - 2 法学通論科目の創設および展開
 - (二) 戦前日本における法学通論の盛衰
 - 1 帝国大学の場合
 - 2 私立法律学校の場合
 - (三) 法学通論の著述内容
 - 1 執筆形態
 - 2 想定された科目の内容（以上、本号）
- 四 民国期中国の法学緒論
- 五 戦後台湾の法学緒論
- 六 結論…明治日本から民国中国を経て、戦後台湾に至った法学の伝播経路

(二) 研究テーマの由来

受講生であったときから、教員となった今日に至るまで、筆者は台湾の法律学系で開かれてきた「法学緒論」科目に対する好奇心を一貫して持ち続けてきた。筆者は一九七八年九月に台湾大学法律学系法学クラスに入り、一年次必修の法学緒論の教室で、韓忠諤（「教授」等の敬称は省略する。以下同じ）が謹厳に法とは何かを講義しているのを、よく分からないまま聴いていた。一九九三年八月に母校に戻って教鞭を執るようになった。そして一九九四学年度からは、今度は自分が学生に選択科目となっていた法学緒論の講義をするようになり、それは二〇〇四学年度（二〇〇五年七月まで）までの一一年間続いた。その後は二〇一〇学年度に、法学未修で、修士段階で法学の専門トレーニングを受ける台湾大学学際的法律学研究所の学生に向けて、法学緒論の性質を有する「学際的法学方法論」（選択科目）を開設したに止まる。台湾法史の研究者として次のような疑問を抱いている。すなわち、なぜこうした科目があるのだろうか、なぜ台湾大学法律学系は一九八三学年度からそれを必修とはしなくなったが、二年間休講した後の一九八五学年度から今日まで、なお選択科目の一つとして存続させてきたのであろうか。⁽¹⁾ 台湾市場における法学諸論の教科書（「法学概論」や「法学入門」と称するものも少数ながらあるが、いずれもここでは同類とする。以下同じ）（以下、まとめて「法学緒論書／教科書」と訳す。「法学通論書／教科書」もこれに準じる）の内容は数十年間ほとんど変わっていない。このことは、一九九〇年代以降の多元的かつ自由闊達で、創意溢れる台湾法学の議論とあまり調和していないのではなからうか。もっとも、「法学の新入生」とっては、この選択科目にも一定の意義があるようである。

筆者はかつて法学緒論の教科書を執筆しようと試みたが、最終的には多忙の故に断念した。一九九〇年代末に、筆者は多年の教育経験を積み重ねた後、ある法学専門出版社の依頼に応え、理想とする法学緒論の教科書の執筆に着手した。しかしその後、誰も書いたことのない台湾法史の教科書の完成に力を注ぎ、また次々に押し寄せる学術論文の執筆のため、法学緒論の教科書を顧みる余裕はなくなっていた。だが二〇〇五年に筆者は法学緒論を休講して、アメリカ・シアトルのワシントン大学ロースクールで短期在外研究を行い、「清末および民国時代の中国と西洋式裁判所のファーストコンタクト」の研究を進めた際に、民国期中国 (Republican China, 一九一一～一九四九) の上海で出版された多くの『法学通論』⁽²⁾ の内容が、今日の台湾でよく見かける法学緒論教科書と非常に似通っていることを偶然発見した。当時の着眼点は西洋式の裁判所制度およびその運営であったため、この類似性の学術的意義を深く探究することはなかった。もともと、心中ではすでに講義する時間的余裕がなくなっていた法学緒論を気に掛けており、二〇一〇年に数篇の法史の論文を整理して一書にまとめ、「法律条文から法社会への発展プロセスおよびその可能なプロセス」の解釈を通じて、「歴史的思惟のある法学」を提唱しようとした際に、特に同書の筆頭の章として「法学研究の対象」を書き下ろした。その内容はマイクロ版法学緒論にほかならなかった。⁽³⁾ 同章の内容はかつて「イノベーション版『法学緒論』…社会的関心をもった法学」というタイトルで法学雑誌で公表し、⁽⁴⁾ かつて書き終えなかった法学緒論の教科書に関する遺憾の念を少しでも補おうとしたものであった。

ここでは再びかまどに火をくべて教科書を執筆するのではなく、**法学史**の観点から、法学緒論の**知識系譜**上の淵源を辿りたい。筆者は二〇一三年に再びワシントン大学ロースクールで短期在外研究をし、論文を執筆し、次のことを指摘した。すなわち、明治日本（一八六八～一九二二）における法適用上の「法源」の一つである「慣習」、すなわち「慣習法」に関する概念および要件は、民国期中国の法学界により踏襲された。その後中国が新たに公布

した民法典の慣習に関する条文の規定は日本とは異なっていたが、これによりその学説および実務の立場が変わることはなかった。そしてそれらの概念は第二次世界大戦後、民国中国の法学者および法実務家が、中華民國法の施行と共に戦後台湾（一九四五年から今日）に持ち込んだ。今日でもそれらは台湾法律界の通説である。⁽⁵⁾ しかもワシントン大学ロースクールにおいて、このテーマを議論するために**明治日本**で出版された**法学通論書**を読んだ際に、その内容が現代台湾の**法学緒論**教科書にかなり似ていたことから、再びある種の親近感を覚えた。そしてそうした法学緒論が「法源」について必ず言及する「慣習法」の概念が、「明治日本」から出発し、まず「民国中国」に伝わり、その後「戦後台湾」に持ち込まれたことから、これらの法学通論／法学緒論が担った**法学の基本概念**も、同様の**経路**で台湾に来たのであろうか、ということを連想した。これは同時に**東アジア**全体の法学の発展に関する重要なテーマである。

（二）法学知識の構築プロセス

台湾の法学緒論の学術知識を辿っていけば、台湾法学史研究をさらに**精緻化**することができる。近代西洋に由来する近代法学の台湾における発展から見ると、日本統治時代においては、台湾的特色を比較的有する「旧慣法学」から、日本法学の分枝としての「内地延長法学」へと発展していったことが分かる。戦後はまず縦向きに日本統治下の台湾を継承し、また横向きには民国中国を移植し、さらに権威主義的支配者が受忍可能な範囲内で、限定的に現代欧米の法制度および学説を取り入れ、それが最終的に政治における自由民主化を経て、台湾の実定法または学界の主流となった。⁽⁶⁾ 実証可能な台湾の法学の基本概念は、一八九五年から一九四五年の法制度の交替を経て今日に至るまで、一貫して明治期の日本法学界が構築した法学知識であり、日本統治時代の旧慣法学と今日の法学が立脚

する**基本概念**（例えば慣習を法源とする要件）は実は同源であり、しかも当時の「社会的慣習の国家法化」の経験は、今日でも**再現可能性**がある。またここから、五〇年間の日本統治終了時に台湾社会に存在していた法学の基本概念が、一九四五年から台湾で施行された中華民國法制の拠って立つものとちよūd同じであり、当時の日中の両国家法秩序の台湾における**接続**の助けとなったはずだ、と推論することもできる。そして以上のことから、知識系譜において法学緒論教科書が示す「明治日本↓民国中国↓戦後台湾」の軌跡により、台湾法学発展の重要な**動線**を具体的かつ精緻に描くことが可能となる。これを例に、さらに**他の**特定の法学科目、例えば契約法、不法行為法、物権法等についても歴史的考察を行い（後述する筆者が各国の図書館で探し求めたプロセスを参考とすることができれば）、より多様な知識の発展の軌跡を発掘し、台湾法学史の内容を豊かにすることができよう。

こうした法学史研究は、今日の台湾の法学緒論の内容がどうあるべきかを**省察**する助けとなる。台湾の法律家コミュニティにおける法学の基本概念の源泉である法学緒論が、なお時間において一〇〇年以上も前の、また地理的に日本において構築された知識内容を**踏襲**したものであることが確認できれば、すでに現代欧米法を吸収した現代台湾の法制度および法学のニーズにそれが応えることができるか否か、という疑問が当然に生じることになる。またそれと同時に、法学緒論教科書の知識内容を再調整することにより、生じている不足を埋めるべきか否かを考えることにもなる。そこで以下では台湾の法学緒論教科書における法学の基本概念が如何にして明治日本で生まれ、また民国中国に伝わり、さらに戦後台湾に移入されたか、という**歴史プロセス**全体を詳細に検討すると共に、「歴史的思維の法学」の立場からは、歴史的要素を考察した後に法的な判断を下し、法学緒論が目下の苦境を解決するために**なすべき**変革を提起すべきこととなる。

二 分析対象の著作および研究方法

(二) 研究テーマに照準を合わせた史料収集

台湾第一世代の法学緒論書の作者の一人である韓忠諱は、一九六二年に出版した書の第一章第一節において、法学緒論類の論述の起源を説明せんとした。それによれば、一九世紀後半のドイツ思想界においていわゆる「一般法学」が興隆し、憲法、民法、商法、刑法、行政法および民事・刑事訴訟法を個別的に分析・注釈した後、それらに共通する普遍的な種類概念（例えば権利義務の本質、法律の効力、法と強制の関係、法と道德習俗の異同）を総合的に論じる法学の**総論**を形成し、公法・私法の各分野を概括的に紹介する**各論**と区別した。一般法学については、しばらくしてから法哲学的色彩が濃厚な「法学緒論」(Einführung in die Rechtswissenschaft) 類の著作が流行した。東アジアの日本および中国はともに西洋法制を**継受**した。日本においてはドイツの一般法学に相当する書籍は「法学通論」と呼ばれた。中国の学者が日本の名称を**踏襲**し、問世した著作もあった。もともと、諸家の重点は頗る異なっていた。一般的な法原則について形式的な概念を叙述するだけで、重要な法分野について条文を羅列し、学生に法制度の大意を掴ませようとした著作や、法思想および基本原理の紹介に比較的注意を払うと共に、「法学緒論」または「法律学概論」と名付けられた著作もあった。¹⁷⁾

韓忠諱等の論述については細かな点で補充することはできるが、それはすでに法学緒論が戦前の日本、特にその明治期（時間的にはちょうど中国の民国期に接続することができる）から、民国中国に伝わり、さらに戦後台湾に伝来した法学知識の**伝播経路**を精確に指摘していた。台湾史について言えば、第二次世界大戦終了前後の日本の歴史を区分する必要がある。なぜなら、戦前日本の一八九五年から一九四五年までの歴史は、日本が台湾を統治して

いたため、同時に台湾史の一部だったからである。先述の韓忠諱が述べた「日本において」ドイツの一般法学に相当するものが「法学通論」と呼ばれたというのは、概ね台湾史を論じる際のいわゆる「戦前日本」に相当する。法学通論を「踏襲」した中国というのは、台湾史においては一九四九年に中央政府が台湾に移転してきた中華民国であり、中国史における「民国期中国」を指す。もとより中国の法制度は、清末の一九〇〇年代から戦前の日本の影響を受けていたが、当時の中国は台湾を統治していたわけではなかった。清末中国における「西洋法継受」が台湾と関係する理由は、清末から続く民国期中国の法制度が**第二次世界大戦後**に台湾で施行されたからであった。またこれにより台湾史は「戦後」期に入った（一九四五年から今日まで）。民国中国から来た韓忠諱等の法学者が台湾で執筆した法学緒論教科書は、すでに「戦後台湾」の産物に当たると言える。

本稿は**台湾史**に立脚して、法学通論／法学緒論書を、戦前・戦後を分水嶺とした上で、出版の時期および地点により、①戦前日本の法学通論、②民国期中国の法学通論、③戦後台湾の法学緒論に分ける。そして各時代または地域の法学の発展に対して一定の学術的な重要性または影響力のあった著名な作者の著作を対象として、そこで論じられている法学の基本概念を整理し、明治日本における西洋法継受から、今日の台湾に至るまで如何に変容し、または進化してきたかを明らかにする。

ここでは後述のように関連書籍の調査に努めたが、**全ての法学通論／法学緒論書を検討対象としたという趣旨ではない**。その最も現実的な難点は、当たり前のことであるが、（たとえ目録上存在していたとしても）この種の書籍の全てを探し出し、その内容を閲覧することができないことである。特に中国の清末民初に出版されたものは難しい⁽⁸⁾。もつとも、探し出すことができたとしても、探究せんとする期間は一〇〇年以上に達するため、そこから**選**択せざるをえない。例えば図書館に所蔵されていることが確かである明治期日本の法学通論書は、その**一部しか考**

察対象に含まれていない。論じようとするテーマの無限の拡張を避けるため、明治日本、民国中国または戦後台湾のいずれであるかを問わずに、その国の学者の講述・編著物を専ら検討することとする。そして原則として外国の学者の著作の翻訳は検討しない。例えば日本・台湾の学者がフランスやドイツの法学通論書を翻訳したものである。だが、清末中国の学者が日本の法学通論書を翻訳したものは、法学通論の国際的伝播と密接に関係するため、その全体的状況について述べることにする。なお、法学界の重要な学者とはいえず、専ら国家公務員試験等のために執筆されたものがある。戦後台湾にはこうした書が少なからずある。それらはたとえ容易に入手できたとしても、法学の発展・イノベーションに対する意義は限定的であるため、割愛する。

本研究はまず、台湾において身近なところで民国中国・戦後台湾の**中国語**「華文」で執筆された法学通論／法学緒論書を収集し、**テキスト分析**の対象とする。筆者が奉職する台湾大学法律学系は、台湾トップの法学教育機関であるが、一九二八年の創立から日本統治終了の一九四五年まで、国家実定法が戦前日本法であったため、民国中国において中国語で執筆された法学通論書をほとんど所蔵していない。台湾は戦後に民国中国法に変わったが、わずかに四年後の一九四九年末から、共産党中国と政治上分離し、執筆時の二〇一八年まですでに七〇年近くが経った。そのため民国中国で出版された法学通論書は、一九四五年から一九四九年までの間に出版された数点⁹⁾や、それより前に出版されたが戦後台湾で復刻版（または増訂版）が出版されたものを除き、台湾の図書館でその痕跡を発見することは実に困難である。台湾大学図書館は最近になりようやく、現代中国の学術界で起きた「民国ブーム」により復刻された民国期の法学通論書を所蔵するようになった。このことは本研究がこうした文献を把握する大きな助けとなったが、なお十分であるとはいえない。¹³⁾一九五〇・六〇年代の台湾においてはすでに、主に民国中国からやって来た外省人の法学者が出版した、「法学通論」ではなく「法学緒論」と名付けられた著作があった（詳しくは

後述)。ただこれら戦後比較的初期の法学緒論書の中で、台湾の図書館に所蔵されているものはやはり限られている。その後、台湾の第二世代・第三世代の法学者は引き続き法学緒論教科書を執筆し、しかも今日の台湾の売れ筋となっている。もつとも、書名は一致しているわけではなく、例えば戦後日本をよく見る「法学入門」を採用するものもある⁽¹⁴⁾。

テキスト分析の対象書をより多く得るため、ワシントン大学ロースクール図書館にて、民国中国／戦後台湾で出版された法学通論／法学緒論書を探し求めた。ワシントン大学ロースクールは一貫してアメリカの学界における東アジア法研究の重鎮の一つであり、その図書館は多くの民国期中国の法律書を所蔵し、しかもそれを一九四九年以降に台湾の中華民国で出版されたものと同なげる一方で、中華人民共和国において一九四九年以降に出版された法律書とは区別し、二つの異なる法域の図書としてエリアを分けて典蔵している。筆者は比較対照した後、この領域の蔵書が比較的手薄な台湾大学図書館にはない民国中国または一九七〇年代以前の戦後台湾で出版された法学通論／法学緒論書を、当該図書館が少なくとも一〇冊所蔵していることを発見した⁽¹⁵⁾。もつともここでは各書の作者の学術的な重要性または影響力を参考にし、そこから五冊のみを選んでテキスト分析の対象とすることに⁽¹⁶⁾。

先述の台湾・アメリカにおける調査とは別に、戦前日本の法学通論書については台湾・日本両国の図書館を活用する必要がある。台湾大学社会科学院図書館の蔵書には民国中国の中国語の法律書は少ないが、戦前日本の日本語で執筆された法律書は多い。それらは一九一九年創立の台北高等商業学校（後に台湾大学法学院に吸収合併）および一九二八年創立の台北帝国大学文政学部政学科（台湾大学法律学系の前身）の各講座が購入したものである。そこにはもちろん法学通論書もあるが、建学が若干遅かったため、明治期に出版されたものは少ない。対象を明治期に出版された法学通論書に広げるため、オンライン検索を利用すると共に、日本の国会図書館に所蔵されている類

書⁽¹⁷⁾を閲覧した上で、台湾大学社会科学院図書館の「日本統治期蔵書」を加え、戦前日本において法学通論書（「法学入門」等の書名もごく少数ながらある）を執筆した四三名の法学者およびその著作を探し出し、各作者の学歴・研究歴の概要を調べた⁽¹⁸⁾。しかしながら、最終的にはそこから**学術的影響力が比較的あつた一七名の作者**、およびその述または著による計二六冊（一名の作者には年代を異にする複数の版がありうる）の法学通論書⁽¹⁹⁾を選び、テキスト分析の対象とした。また本テーマの考察を進める必要、特に後に詳述するが、これらの書籍の作者と清末および民国中国の法律界との**関係との密接さ**、あるいは当該日本語著作の**中国語の翻訳**があるか等から、焦点を**五名の法学者**、すなわち奥田義人、織田萬、岡田朝太郎、梅謙次郎および穂積重遠の法学通論書に絞った。さらに五名の法学者の関連する作品のうち、台湾大学には蔵書がなく、また国会図書館もオンラインでの内容閲覧を提供していないもの⁽²⁰⁾については、早稲田大学中央図書館の研究書庫に入ってコピーした後、台湾に持ち帰った。その後、さらに京都大学図書館で若干の著作を補った⁽²¹⁾。

以上のように国内外の複数の学術機構に散在する史料を採集した。そして本研究はテキスト分析を行う書籍（根拠というる現物があるものに限る）を三群に分け、以後の論述に便ならしめるため、表に整理した（表一～三参照）。それらの著作・テキストは概ね本研究が注目する「明治日本↓民国中国↓戦後台湾」の**時系列**に沿って生じた法学緒論の内容を代表しているということができるといえるため、本研究の必要に合致するものである。

（二）研究方法に関する補足説明

本稿は各種の学説または見解が存在する経験的事実として、その変遷プロセスを解釈する。これは基本的に一般に言われる学説史・法思想史の範疇に属する。そのため、法史研究としての議論の重点は各種の学説または見解を

提示することであり、どの学説または見解を採るべきかの判断にはない。しかしこれら法の経験的事実は、ある学説または見解が如何なる時空の環境の下で提起されたもの「である」かを経常的に示しているため、ひとたび今日の時空が確かに当時と異なるもの「である」とすれば、本稿はそれが元来有していた正当性をすでに喪失し、変更「すべき」点があることを主張するであろう。これは「歴史的思惟の法学」の立場・見解から出発し、理論的認識を超越し、実践的評価のレベルに踏み込んでいる⁽²²⁾。換言すれば、歴史的思惟の法学は社会的条件および価値観が今と昔では異なるという状況下で、「過去」に形成され「現在」のものとなった法学緒論およびその内容をいくばくか「変更」すべきと考える。例えば観察対象を追加し、またはある論点を深く解釈することにより、「未来」をより美しくさせる。

付言すれば、戦後日本の「法学入門」類の書籍を数点収集したが、日本の戦後についてはすでに本稿の研究範囲を超えている。同様に、民国期中国の法学通論に関する種々の発展が、その後の共産党中国に影響したか否か、およびどのように影響したかも、有意義な学術課題ではあるが、やはり本研究が追究しようとする課題ではない。現代台湾・日本・中国の比較研究をすれば、先にこれら二点の考察をしておく必要があることは当然のことであるが、筆者の手には余る。

三 戦前日本の法学通論

(一) 明治前期における「法学通論」の創設

1 明治初期の法学教育の概況

日本は明治初期にまずヨーロッパ大陸に位置するフランスから、ヨーロッパ大陸法系の法学教育を導入した。一

表一 戦前日本の法学通論書

九	八	七	六	五			四	三	二			一	No.	作者
				C	B	A			C	B	A			
鵜沢総明著	山田三良 講述	鈴木喜三郎 述	中村進午・織田萬述	織田萬述／著			手塚太郎 著	岸本辰雄 述	奥田義人 述			山田喜之助 著		
一九〇三	一九〇四	一九〇〇	一八九六	一九一七	一九〇七	一八九四	一八九三	一八九〇	不詳	一九〇七	一八九九	一八八七		出版年
東京	東京	東京	東京	東京	上海	東京	京都	東京	不詳	東京	東京	東京		出版地
法学通論(明治法律学校三 六年度一学年講義録)	法学通論	法学通論(東京専門学校政 治経済科第六回一学年講義 録)	法学通論(東京専門学校行 政科第九回一学年級講義録)	改訂法学通論	法学通論	法学通論(和仏法律学校第 三期講義録)	法学通論	法学通論	法学通論	法学通論	法学通論(英吉利法律学校 第一年級講義録)	法学通論		書名
明治大学出版部講法会	明治大学出版部	東京専門学校	東京専門学校	宝文館・有斐閣	商務印書館	和仏法律学校	日本同盟法学会	明治法律学校講法会	政治経済社	中央大学	英吉利法律学校	作者		出版者
不詳	不詳	不詳	不詳	初版	初版	不詳	初版	初版	不詳	六版	初版	初版		版
	初版は一九〇〇年と推測さ れる				劉崇佑訳	一八九三年の筆記版あり		〔原表記は『濃學通論』〕	盧弼・黄炳言訳	初版は一九〇五年		博聞社印行		備考

東アジアにおける法学の伝播経路（一）

資料の所在：日本国会図書館、国立台湾大学社会科学学院図書館、早稲田大学図書館、京都大学図書館。「No.」は初版出版年の先後による。
 出所：林峰寧・王泰升作成。

一七	一六		一五	一四	一三	一二	一一		一〇			
	B	A					B	A	D	C	B	A
増田福太郎 著	穂積重遠 著		孫田秀春 著	金森徳次郎 講述	三瀨信三 著	寛克彦 述	梅謙次郎 講述		岡田朝太郎 著			
一九三六	一九四四	一九二八	一九二六	一九二二	一九一八	一九一〇	一九一四	一九〇九	一九二〇	一九一一	一九〇八	一九〇八
東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	北京	東京	東京
法学序説	法学通論	法学入門	法学通論	法学通論	近世法学通論	法学通論	法学通論	法学通論	法学通論	法学通論（京師法学堂講義 法学彙編第一冊）	法学通論	法学通論
巖松堂書店	日本評論社	日本評論社	有斐閣	日本大学	有斐閣	日本大学	法政大学	法政大学	中外印刷株式会社	京師法学編輯社	富山房・有斐閣	富山房・有斐閣
初版	刷 一二 初版	初版	初版	初版	初版	不詳	不詳	不詳	七版	初版	初版	初版
書は鄭玉波が台湾大学図書館に寄贈	初刷は一九四一年	末弘巖太郎編輯代表『現代法学全集』一・二巻所収		作者の最初の著作は『法学通論』（巖松堂書店、一九一六年）	作者の最初の著作は『法学通論』（早稲田大学、一九〇〇年）		牧野英一補修				張孝移訳	

表二 民国中国の法学通論書

No.	作者	出版年	出版地	書名	出版者	版	初版年
一	胡挹琪 編	一九一三	長沙	法学通論（政法述義第一種）	集成書社	再版	一九〇七（推測）
二	夏勤・郁巖 合述、 王選 疏	一九二七	北京	朝陽大學法律科講義・ 法学通論	朝陽大學	六版	一九二七
三	朱采真 著	一九二九	上海	法学通論	世界書局	再版	一九二八
四	白鵬飛 著	一九三一	上海	法学通論	民智書局	四版	一九二八
五	毛家騏 編	一九三一	廣州	法学通論（政治教程第五種）	中央陸軍軍官學校政治訓練處	初版	
六	丘漢平 編	一九三三	上海	法学通論	商務印書館	初版	
七	歐陽谿 著	一九三三	上海	法学通論（上下冊）	會文堂新記書局	初版	
八	胡慶育 著	一九三三	上海	法学通論	太平洋書店	初版	
九	李景禧・劉子楨 編	一九三七	上海	法学通論	商務印書館	四版	一九三四
一〇	胡毓傑 著	一九三九	北平	法学綱要	作者	初版	
一一	樓桐孫 編著	一九四七	上海	法学通論	正中書局	滬八版	一九四〇
一二	何任清 著	一九四六	上海	法学通論	商務印書館	三版	一九四五（重慶）
一三	朱祖貽 編著	一九四六	上海	法学通論	正中書局	一五版	一九四六
一四	林紀東 編著	一九四七	上海	法律概論	大東書局	四版	不詳

資料の所在：国立台湾大学図書館、ワシントン大学ロースクール図書館。「No.」は初版出版年の先後による。
出所：林峰寧・王泰升作成。

東アジアにおける法学の伝播経路 (一)

表三 戦後台湾の法学緒論書

No.		作者			出版年	出版地	書名	出版者	版	初版年ほか
一	A	林紀東 著／編者			一九七二	台北	法学緒論	国立編訳館	初版	
	B				一九七八	台北	法学緒論	五南圖書出版公司	初版	
	C				一九六七	台北	法学緒論	華岡出版部	初版	
二				梅仲協 著	一九六八	台北	法学緒論	華岡出版部	初版	
				管欧 編者	一九五八	台北	法学緒論	作者	四版	一九五五
					一九五六	台北	法律学概論	三民書局	初版	
三					一九六五	台北	法学緒論	三民書局	三版	
				鄭玉波 編者／著	一九九六	台北	法律学概論	三民書局	三版	
					一九九二	台北	法学緒論(修訂新版)	三民書局	修訂二版	黄宗樂修訂
四	D				一九七四	台北	法学緒論	作者	修訂三版	一九五六
	C				一九七七	台北	法学緒論	作者	六版	一九六二
	B				一九八四	台北	法学緒論(含民法大意)	作者	九版	一九七三
五				蔡蔭恩 著	一九八六	台北	法学入門	五南圖書出版公司	初版	
				李岱 著	一九八六	台北	法学緒論	台湾中華書局	初版	
				韓忠謨 著	一九八七	台北	法学緒論	作者	初版	
六				姚淇清 著	一九九六	台北	法学入門	作者	修訂五版	一九八七
				劉得寬 著	一九九六	台北	法学緒論	作者	初版	
				梁宇賢 編者	一九九三	台北	法学入門	月旦出版社	初版	
七				王海南ほか 著	二〇〇三	台北	法学入門	元照出版社	修訂版(五版)	
					二〇一六	台北	法学入門	元照出版社	一五版	
					一九九五	台北	法学概論	三民書局	初版	
八	B	陳惠馨 著			二〇一七	台北	法学概論	三民書局	一五版	
	A									
	C									

資料の所在：国立台湾大学図書館、ワシントン大学ロースクール図書館、王泰升の個人蔵書。「No.」は初版出版年の先後による。
出所：林峰寧・王泰升作成。

八七二年、明治政府が「明法寮」という名称で開設した司法省法学校（正則科は一八八四年に廃止されたが、速成科の廃止は一八八七年になってからであった）は、司法官養成を目的とした日本初の法学教育機関であった。そこではフランスから招聘した法学者がフランス法を講義し、しかもフランス語で講義したため通訳が必要であった。⁽²⁴⁾しかしながら、正則科の入学試験科目、すなわち入学者に期待する基礎知識は、後の日本近代法学の中国への伝播にとつて重要なカギとなった織田萬によれば、受験生が小学校で学んだ漢学であり、試験問題に登場したのは『論語』、『資治通鑑』といった漢籍であった。⁽²⁵⁾このことは、明治日本が東アジア漢字文化を下敷きにして、近代西洋の法および法学を学ぶと共に、漢字により法律専門用語を創造し、漢字化された西洋式法学を形成したという重要な歴史的事実を示している。

明治初期に学んだ西洋法には、イギリス法に由来する英米法系も含まれていた。江戸時代末期に洋学を継受した開成所を引き継いで明治元年に成立した開成学校では、一八七四年の「東京開成学校本科法学科」の科目表によれば、主には英語でイギリス法の講義が行われた。⁽²⁶⁾東京開成学校は一八七七年に東京医学校と合併して東京大学となった。その法学部ではなおイギリス・アメリカの法学教員が英米法を講義していたが、海外から帰国した日本人教員の人数が増えて多数となっていた。日本人教員も英語で英米法を講義していたが、次第に日本語で各科目を講義するようになった。例えば後述の穂積陳重は日本語で「法学通論」の講義をした。⁽²⁷⁾一八八五年に東京大学法学部は、東京法学校（フランス法を講義していた先述の司法省法学校正則科の後身）を併合し、イギリス法を第一科と、フランス法を第二科とした。一八八六年に東京帝国大学法科大学に改編され、一八八七年には既存のイギリス法・フランス法の両科にドイツ法を加えて、三部に分けたが、カリキュラムは徐々に日本法典を中心とするように改編され、三部はそれぞれ英・仏・独の外国法を兼修科目とした。⁽²⁸⁾

明治初期の法学教育機関は、先述の所以からイギリス法・フランス法の二大系統に分かれていた。先述の一八七七年に開設された東京大学法学部、および一八八〇年に設立された専修学校（専修大学の前身）、一八八二年に設立された東京専門学校法律学科（早稲田大学の前身）、一八八五年に設立された英吉利法律学校（東京法学院（一八八九年改称）、中央大学の前身）、一八九〇年に設立された慶應義塾大学部法律科はイギリス法系の法学教育機関であった。これに対して、一八八一年に設立された明治法律学校（明治大学の前身）および東京法学校（一八八九年設置の和仏法律学校、政法大学の前身）は、司法省法学校と同じく明治初期のフランス法系の法学教育機関であった。⁽²⁹⁾

2 法学通論科目の創設および展開

西洋のヨーロッパ大陸・英米の両法系に由来するという法学の**外来**的性格により、法学に初めて触れた日本の学生がそれまでの教育または生活の経験から法学の基本概念を理解することは難しかった。そのため、それらの**基本概念**を紹介する科目を開設する必要があった。先述の司法省法学校の「**正則科**」学生は四年間の「**予科生**」、四年間の「**本科生**」の時間をかけて「**法律学**」を専攻した。**予科生**のカリキュラムの圧倒的多数は数学、物理、化学、文学、歴史、地理等の基礎科目であったが、西洋法の基本概念に**関係する**ギリシャ史・ローマ史、および自然法（当時は「**性法**」と呼んでいた）を特別に配置していた。本科生のカリキュラムは諸法、例えば民法、商法、刑法、行政法、治罪法、訴訟法、国際法を直接的に科目名としていた。⁽³⁰⁾このほか、司法省法学校は一八七七年に短期間で**司法官**を養成するために「**速成科**」を設置した。さらに一八七九年には、明治政府が西洋式法典を施行して日本における西洋人の治外法権を撤廃しようとしたことから、大量の**司法官**を迅速に養成する必要が生じたため、**速成科**

の修業年限は三年とされた。速成科のカリキュラムは諸法科目と模擬裁判のほか、**一年次**には日本民法典を起草した著名なフランスの学者ボワソナード (Boissonade) が講授する「法律之大意」が開講された。本科目は学生に法の**基本概念**を速やかに理解させるためのものであった⁽³¹⁾。

法の種類およびその趣旨の概要を講授することを目的とした「法学通論」は、一八八一年に初めて東京大学のカリキュラムに現れた。一八八一年に東京大学総理の加藤弘之は、穂積陳重教授の意見により、文部省に対して法学部の**第一年課程**に「法学通論」(「Encyklopaedie」を翻訳したものであった)を新設し、法律の**種類**およびその**趣旨**の大意を講授する旨の伺書を提出した。そして**法学専攻**の学生にまず法全体の大意を会得させて、しかる後に二年次からその細目を教導しようとした。すでに多くのヨーロッパ大陸の法律学校では、最初の段階で法学通論を講授している。また**政治学**ないしは**哲学専攻**の学生も法学通論を履修すれば、その学識を豊かにするのみならず、本科の講究にも裨益するものと考えられた⁽³²⁾。

『東京大学百年史』によれば、法学通論は一八八一年九月から一年次課程で開講され、穂積陳重が日本語で講授した⁽³³⁾。『東京大学法理文三学部一覽』の明治一五(一八八二)・一六年版においては、「法学通論」の課程内容が次のように説明されている。すなわち、「法学通論ハ法学第一年生ニ法律全体ノ大要ヲ教導スルモノニシテ即チ法理総論、憲法、行政法、民法、刑法、商法、訴訟法、治罪法、国際法、等ノ概略ヲ講シ後來法学諸科ヲ専攻スルノ階梯トス」⁽³⁴⁾。そして、西洋の学者が執筆した『英国法律註釈』一冊、『法律原論』一冊および「法学通論」二冊が参考書として掲げられた⁽³⁵⁾。

法学通論が日本の明治前期というこの時期に出現したのは、その法学の発展における構造的要素があつた。一八

六八年の明治維新開始以降、外来の近代法／西洋法は英語・フランス語で講授され、それを日本語に翻訳して学習すると共に、二大学派を形成してきた。一八八〇年代に入り、刑法・刑事訴訟法の近代的法典が一八八〇年に公布された。まさにこのとき、法学教育機関内で日本語で講義する「総論」としての法学通論が登場し、諸法科目の講義につながるものとなった。もとより穂積陳重はドイツに倣って法学通論を設置したと述べており、法学教育においてドイツを範とすることを意識的に示した。⁽³⁶⁾ もっとも、ヨーロッパ大陸ではドイツのみならず、フランスにも「法学通論」という名称の、法学の一般原理・原則を簡要に講授するものがあつた。⁽³⁷⁾ そのため、より実際的な原因は、そうした手法が当時の日本のニーズに適っていたことであつた。すなわち、日本は法学の一般原理・原則を簡要に講授する法学通論を、もはや外国語を通じてではなく（例えばポワソナードはフランス語で「法律ノ大意」を講授していた）、直接日本語で講授し、それにより**外来であるが、すでに日本語化された法学の基本概念**の総体を確立しなければ、**日本自身の近代法学を発展させることができなくなっていた**。人文社会系（法学を除く。以下同じ）の学生については、将来的に「法学諸科ヲ専攻スル」必要はなかつたが、指導的エリートまたは官僚となる可能性があつたため、戦前ドイツの形式的法治国理念に基づき、**国がすでに継受した西洋式の法の基本概念**をそれらに伝達しておく必要があつた。

一八八七年になり、法学通論は明治政府による私立法律学校に対する監督を通じて、「官定」科目の一つとなつた。一八八六年に明治政府は私立法律学校特別監督条規を公布し、法科大学長を兼ねる帝国大学総長に、文部大臣が選定した東京府下の特定の私立法律学校を監督する権限を与えた。監督を受けることになつた私立法律学校は専修学校、明治法律学校、東京専門学校、東京法学校（現法政大学）、英吉利法律学校のいわゆる「五大法律学校」であつた。これは明治政府の法学教育統制政策の一環であり、広義の自由民権運動の一部に属する私立法律学校に

対して、行政的手法でそれを体制に組み込み、それらを一般公務員の給源にしようとした。同条規七条は、先述の私立五校の優等卒業生に判事登用試験免除の優遇措置を与えた。同条規が施行されたのは、一八八七年一月一日から一八八八年五月四日までのわずか一年強であったが、帝国大学が私立大学の教育内容に直接介入したことの法学教育史上の意義は深い。⁽³⁸⁾ 帝国大学総長は法科大学職員から四名の監督委員を選定し、それらは常時および試験時に当該「五大法律学校」を視察することができたため、強力な監督となりえた。監督委員長を務めたのは、まさに法学通論を提唱し、かつその役割を理解していた穂積陳重であった。そのため私立法律学校特別監督条規により発布したカリキュラムは、当時出自が様々であり、また多様であった私立法律学校のカリキュラムにに応じて、特別にフランス法律科・ドイツ法律科・イギリス法律科に分けて、それぞれに異なる法律科目を配置していたが、**第一年課程**には一律に「法学通論」が配置されていた。⁽³⁹⁾ これら私学の教育の「質」を維持することを理由とした權威主義的な政府の規制措置は、⁽⁴⁰⁾ 外来の法学知識をローカライズする機能を有する法学通論科目を普及させ、法学の基本概念の**全国統一**を果たした。

なおここで、明治期の法学教育における法学通論の地位が、特別監督条規の施行停止により直ちに揺らいだわけではなかったことを付け加えておかねばならない。明治政府はその直後の一八八八年五月五日に、「法律学政治学又ハ理財学ヲ教授スル私立学校」に対して、特別認可学校規則（文部省令第三号）を制定し、引き続き私立法律学校を自由民権の闘士の揺り籠から、官僚養成の補助機関へと変えようとした。⁽⁴¹⁾ 同規則二条は「特別認可学校」たるものは修業年限を三年以上とした上で、学生が列挙された一五科目から七科目以上を学修するために一定の科目を開設するものとした。その一五科目の**内の一つ**が、法学通論であった。⁽⁴²⁾ これにより、文部省はもはや帝国大学総長を通じてではなく、直接的に私立法律学校のカリキュラム内容を統制するようになった。私立法律学校が「特別認

「可学校」に属していれば、その卒業生は公務員となる機会により恵まれることとなり、特に司法官試験の受験資格が認められ、また在校生は徴兵を猶予されえた。⁽⁴³⁾そのため、学校側も文部省の指令に合わせ、法学通論を含む科目を開設することに積極的であった。

こうした状況の下で、すでに特別監督条規により法学通論科目を開設していた各私立法律学校では、これを維持する傾向があった。一八八一年に創立し、フランス法系に属した明治法律学校を例にすると、一八八二年九月からの講義科目において、新たに加入した熊野敏三が担当する「法学大意」（司法省法学校速成科にも同様の科目があった）が初めて登場した。一八八五年九月からの講義科目についても、熊野が担当する「法学大意」があり、しかも一年次課程に配置された（計三学年）。先述の特別監督条規の施行に合わせて、明治法律学校の一八八七年の講義科目は、先述の監督委員が發布した「フランス法律科」のカリキュラムと同じであった。そして同校の法律学科および行政学科の一年次生は「法学通論」を履修しなけりなかつた。担当教員は先述の「法学大意」を担当した熊野敏三であった。そのため、両者には一定の近似性があったのである。⁽⁴⁴⁾このほか、明治法律学校は一八八七年に「講法会」を設立し、法学の通信教育を行うようになり、発行した講義録を会員に送付した。一八九〇年、同校創設者の一人であり、パリ大学に留学した岸本辰雄は、講法会を通じて『法学通論』（表一—三）を出版し、そこでは自然法（「性法」）も講じられた。⁽⁴⁵⁾当時はすでに私立法律学校特別監督条規は施行されていなかったが、特別認可学校規則の下で、明治法律学校は引き続き法学通論を開設すると共に、通信教育を通じて外来だが日本語化された法学の基本概念を普及させた。⁽⁴⁶⁾

次に一八八二年創立のイギリス法系に属した東京専門学校法律学科を例にする。その一八八二年の科目表によれば、政治学科および法律学科の一年次にはともに「法律大意」（岡田兼吉担当）があり、西洋語の『法律原論』、

『法律注解』、『法律大意』、『法理論』が参考文献に挙げられている。⁽⁴⁷⁾ 東京専門学校はまた先述の帝国大学が特別に監督する私立学校であったため、一八八七年にはフランス法系に属する明治法律学校と同様に、**科目名**が「法律大意」から「法学通論」に改められた。なお、引き続き岡田が担当したかは不明である。⁽⁴⁸⁾ しかもその後、特別認可学校規則の下で、東京専門学校は流れに乗って法学通論を**法政経済専攻一年次**の履修科目とし、穂積陳重が一八八一年に法学通論を創設するに当たって構想したように、政治学等の学科を専攻する学生を履修者の範囲に入れた。同校は一八九六年に中村進午・織田萬講述『法学通論（東京専門学校行政科第九回一年級講義録）』を出版し、さらに一九〇〇年には鈴木喜三郎述『法学通論（東京専門学校政治経済科第六回一学年講義録）』、山田三良講述『法学通論』（表一―一六）八。作者および作品の内容については後述⁽⁴⁹⁾を出版した。以上のことから、法学通論は当時、同校の法学・政治学・経済学を学ぶ学生が履修する科目であり、しかも一定程度、日本でローカライズされた法学の基本概念を伝播したことが分かる。

(二) 戦前日本における法学通論の盛衰

1 帝国大学の場合

法学通論科目を初めて開設した東京帝国大学は、その後間もなくそれを休講とした。先述のとおり、東京大学法学部では一八八一年から、穂積陳重が法学通論を担当した。一八八六年になり、帝国大学令により帝国大学が創設された。改組後の東京帝国大学は法科大学を成立させ、文学部に属していた政治学科を法科大学に組み込んだ。その法律学科一・二年次課程にはなお法学通論があったが、政治学科には同科目はなかった。⁽⁵⁰⁾ 先述の人文社会系においても法学通論を講授すべきとする穂積陳重の主張が同校で実現されなかったことは、明らかであった。一八八八

年一月、法科大学のカリキュラム改定時に法科大学法律学科の法学通論を高等中学校に移すかが審議され、これが認められた。⁽⁵¹⁾これにより、法学の一年次学生は法学通論を履修すべきとする穂積陳重の先の主張はまた修正を被り、法学専攻者は法学各科目を直接学修することができる、あるいは大学前の高校段階ですでに法学の基本概念の一部を修得していると考えられた。さらに東京帝国大学が後に講座制を確立したところ、法学通論は特定の法学分野に帰属させがたかったため、カリキュラム編成において周縁化されることを免れなかった。とはいえ、明治初期の外來だが日本語化された法学の基本概念は、当時の帝国大学の法学専攻の学生にとつてはもはや見慣れぬものではなく、あるいはすでに相対的に理解しやすいものであり、「法学諸科ヲ専攻スルノ階梯トス」法学通論はすでに必要がなくなっていたのであろう。

当時、法学通論を生み出した穂積陳重自らも、東京帝大において同科目を担当することはなくなっていた。穂積陳重は一八九三年に東京帝大法科大学法理学講座の初代担任となった。⁽⁵²⁾一九〇〇年代の穂積の開講科目は「法理学」であり、かつては自ら法理総論を講ずるものと位置つけた法学通論に未練はなかった。その背景には、法理学論は創設後、日本の法学継受の初期段階におけるニーズを満足させるために、法学の一般原理・原則を初歩的に理解することに力点が置かれて講義されたが、そうした硬直的な印象は法学の内包をさらに深く探究することには利さなかつたため、各種の法学的思弁に耽ることができそうな「法理学」を科目名としたという事情があつたのではなからうか。その子・穂積重遠は一九一六年に東京帝大の法理学講座を引き継ぎ、⁽⁵³⁾同様に法学通論ではなく法理学を講義した。穂積重遠は一九四一年に「法学通論」というタイトルの書籍を出版したが、その内容は簡要であり、一九二八年に一般人向けに執筆された『法学入門』（表一—一六）⁽⁵⁴⁾に似ている。戦前の日本においては、法学通論は法理学と比べてその法学的な内包に深みが足りないと考えられたために、法学専攻者にとって必需の専門科目に

当たらないとされたのであろう。

このほか、戦前日本の帝国大学系統において台湾と比較的關係が深い、一九二八年創立の台北帝国大学文政学部政学科（法学七講座、経済学二講座、政治学一講座を含む）を例にすると、その科目表にも法学通論はなかった。⁵⁵ 他方、性質上大学の予備教育に当たたる高等学校に目を移し、大体において一九一九年の文部省の高等学校規程に倣っていた台北高等学校を例にすると、高等科文科学生の圧倒的多数は卒業後に京都帝大、東京帝大、台北帝大に進学したが、そのカリキュラムにおいて法律に関係するものは「法制および経済」しかなく、法学通論は管見に及ばなかった。⁵⁶ 注意に値することは、一九三六年に増田福太郎『法学序説』（表一―一七）⁵⁷ が出版されたことである。同書の中表紙には明確にその台北帝大助教教授の身分が注記され、また「自序」では同書を「法律学概論および法学通論の講義」と称した。しかし先述のとおり、台北帝大文政学部政学科のカリキュラムには法学通論はなかった。果たして増田福太郎は確かに文政学部政学科の教員ではなく、⁵⁸ 一九三〇年に理農学部助教教授に就任しており、担当科目は「農業法律学」であった。⁵⁹ そのため戦前日本の帝国大学において、法学通論はなお創設時に期待された第二の任務、すなわち**国家法内**の法学の基本概念を、**人文社会系**を専攻する**指導的エリート**または**官僚**に伝播するという任務を保持していたのであろう。

2 私立法律学校の場合

東京の私立法律学校については、イギリス法系に属する慶應義塾大学部法律科が、私立法律学校特別監督条規が施行されなくなった一八九〇年に創設された。これは先述の帝国大学の特別監督を受ける「五大法律学校」ではない。法学通論は先述の特別認可学校規則二条において、絶対に開設しなければならない科目ではなく、列挙された

にすぎなかった。慶應義塾大学部法律科では、初期の夜間法律科の段階においては法学通論科目はなかった⁽⁶⁰⁾。同校は伝統的にイギリス法を比較的重視し、しかも一八九〇年創立時の日本にはすでに自らの憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の法典または草案があり、それらを講義することができた。そのため同校は、ヨーロッパ大陸法系諸国で定番の法学通論を開設しようとせず、三年次課程において法哲学を講授する「法理学」を開設した⁽⁶¹⁾。法理学は特別認可学校規則二条が列挙する、そのうち七科目を履修しなければならないとされた一五科目の一つであったため、法学通論に代えることができた。同校が法学通論を開設しなかったのに対して、同時期の私立学校である東京専門学校・明治法律学校は、元々前者がイギリス法系、後者がフランス法系に属していたとはいえ、ともに先述の帝国大学の特別監督を受けたため、法学通論を開設していた。

もしかすると、慶應義塾大学部法律科が法学通論の増設を考慮しなかったのは、帝国大学の主導する法学教育全体において、それがかつての輝きを失っていたからなのかも知れない。一八九九年に同校は新学制に移行し、大学のカリキュラムには依然として法学通論はなかったが、選択科目として「法律原理」があった。一九〇三年に同校は修業年限二年の「予科」と同三年の「本科」を開設した。本科で履修する**専門科目**には法学通論はなく、一年次課程に近代西洋法を概述する「英米法総論」と「ヨーロッパ大陸法制史」があるのみであった。一九一八年の大学令施行後の同校法律学科のカリキュラムにおいても、法学通論は**見当たらない**。しかし三年次課程には再び選択科目の法理学が登場した。こうした状況は一九四五年まで続いたのである。というのも、一九四九年の新たな四年制大学において、そのカリキュラムにはやはり法学通論はなかったものの、選択科目の法理学があったからである⁽⁶²⁾。

次に京都の私立法律学校の法学通論に対する態度を見る。京都法政学校は当時の私立学校令により、京都府知事

の認可を得て一九〇〇年に設立された。もつとも、一九二二年に立命館大学に昇格するまで専任教員はおらず、その講義は京都帝国大学の法学教員に完全に依存していた。その第一期生の科目表によれば、法律・政治両学科はいずれも一年次に法学通論を履修しなければならなかった。担当者は跡部定治郎であった。⁽⁶³⁾ 通学圏外の篤学者のために、京都法政学校は「校外生」制度を設け、学校の講義に出席できない学生が学習するための講義録を発行した。法学通論の講義録は織田萬が担当した。⁽⁶⁴⁾ ここで、わずかながらも帝国大学の法学教授が法学通論の講授を通じて、私立法律学校の学生に帝大生と同様の法学の基本概念を受容させていたことを発見することができよう。

次いで、一九〇三年に京都法政学校は専門学校令により私立京都法政専門学校に改組し、一九〇四年にはさらに文部大臣の認可を受けて京都法政大学に改称したことから、専門学部と大学部が置かれた。もつとも、当時の両部の科目表には「法学通論」はなかった。やはり大学予科にのみ「法学大意」があり、それは織田萬が担当していた。⁽⁶⁵⁾（その講義内容については後述）。だが、一九〇七年に変更が加えられ、専門学部および大学部の法律科／学科は、一年次において法学通論を履修することとされ、専門学部および大学部の経済科／学科も、一年次において法学通論を履修することとされた。一九〇八年には法律学科の法学通論は経済原論に取って代わられたが、一九一〇年には法学通論が復活した。⁽⁶⁶⁾ 大正初期の学部毎の状況は以下のとおりである。専門学部の法律・経済科の一年次はいずれも法学通論と経済原論を履修しなければならなかった。他方、大学部の法律・経済学科の一年次はいずれも法学通論を履修しなければならなかった。そしてこの法学通論は森口繁治が担当した。三学期制の大学部予科では、第三学期に法学大意が開設された。⁽⁶⁷⁾ 一九二二年に立命館大学に昇格した後、専門学部の法律科と経済科、およびその後開設された商学科は、いずれも一年次において法学通論を履修しなければならなかったが、⁽⁶⁸⁾ 大学部の法律学科には法学通論はすでになかった。先述のカリキュラムの変動は、帝国大学法科の場合と同様に、基本概念を講授す

るための法学通論が、徐々に大学で法学を専攻する者にとつては必要な「階梯」とは考えられなくなり、最終的に科目表から消え去ったことを再び明示している。だが、非法学専攻者（例えば経済学や商学専攻）にとつては、法学の基本概念を伝播する法学通論の役割は依然として高く評価されていた。

以上のように、戦前日本において、法学通論は一八八〇年代にまず帝国大学で採用され、その後、私立学校にも追隨が強制され、一八九〇年代にはかなり盛んとなった。だが、一九〇〇年代／明治末期以降、**法学専攻者**に対する法学通論の学習牽引の役割は徐々に希薄化していった。とはいえ、**非法学専攻者**に対する法学知識の伝播作用はなお重視されていた。

（三） 法学通論の著述内容

1 執筆形態

先述の学制の沿革および法学界の雰囲気の下で、明治期日本で出版された「法学通論」という名の書物の多くは、私立法律学校の同科目の**講義録**であり、それは教師が教室で口頭で講述した内容を速記者が記録したものであった。日本の国会図書館において、明治期の「法学通論」という名の書物を検索したところ、相当数が作者の「著」ではなく「述」または「講述」であり、しかも書名には「某私立法律学校某年度一年級生講義録」等と記されているのが常であった。⁽⁷⁰⁾さらに多くの講述者は法律界においてかなり尊重されていたか、あるいは帝国大学の教授であった（表一所掲の一七名の学者のうち九名がこれらに当たる。すなわち二、三、五、六、七、八、一一、一二、一三）。

だが、その経歴と著述の初版年度（詳しくは後述）を比較すれば、全員が大学者クラスの教授ではなく、学界に入ったばかりの**新進**の教員段階で法学通論を講述し、それらの著作を残すことが常であったことを見出すことができ

訳
る。

これら以外の法学通論書は、作者自らが原稿を執筆したため、「著」と明示されている。⁽⁷¹⁾ 偶然見つけたフランス人学者の著作の翻訳を除き、これらの自ら原稿を執筆した作者の多くは法律界で権威的地位を占めていなかった。もともと一概には言えず、そこには重要な法学者（例えば表一―一、四、九、一〇）、特に後述の清末民初中国と密接な関係があった岡田朝太郎も含まれる。大正・昭和期に至り、明治期のように講義録により作成した法学通論書は管見に及ばなくなった。例えば東京帝大法科大学教授の三藩信三は、一九〇〇年に早稲田大学講義録として『法学通論』を出版したが、大正期の一九一八年には自らそれを執筆し、既存の講義に取って代わるものとした。⁽⁷²⁾

2 想定された科目の内容

これらの法学通論書は異なる歴史的コンテキストにおいて、それぞれの時代的意義を有する特色を示している。一八八〇年代に出版された法学通論書はプロトタイプといえる。当時司法官僚であった山田喜之助の⁽⁷³⁾一八八七年の著作（表一―一）は、構成上すでに「総論」と「各論」があつたが、総論は法律専門用語の解説のみに重点が置かれ、各論は一国の法を専ら論じるものではなく、法の一部（例えばローマの財産法、イギリスの財産法）を論じたものであつた。当時行政官僚であった奥田義人の⁽⁷⁴⁾一八八九年の著作（表一―二A）は、総論において法の意義、管轄、淵源、要素（権利義務を含む）、類別、適用、執行、廃止、解釈、目的（以下、これらを「法の諸相」と呼ぶ）を論じたが、その精緻度は同人が一九〇五年に出版した『法学通論』（後述）にはるか及ばない。各論で論じられたのは「私法」だけであつた。ここでは商法、民法、裁判所、訴訟について西洋各国の法が詳述され、これらに多くの紙幅が割かれた。両書の各論はまさに、明治初期の日本に自国の法典がなかったことを反映し、仏・独・

英等の法を、近代法学のいう法としたものであった。フランスに留学した司法官僚で、明治法律学校初代校長の岸本辰雄⁽⁷⁵⁾の一九九〇年の著作（表一―三）は、法の諸相のみを書全体の主題とし、「各論」には触れなかった。

一八九〇年代に出版された法学通論書の総論部分はより充実し、各論がある場合には、六法の枠組みで日本の諸法が述べられた。司法官を本務とする手塚太郎⁽⁷⁶⁾の一九九三年の著作（表一―四）の第一編は、総論的性質を有する「法律上全体ノ觀察」に充てられた。そこではまず法と道徳・経済との関係が説かれ、その後、法の諸相が講じられた。第二編は各論であり、各章名は「憲法」、「行政法」、「刑法」、「民法要論」、「商法一斑」であり、裁判所構成法および民事訴訟法の叙述を「附録」に置いた。日本の六法体系を枠組みとしたことは明らかであり、同書の「自序」で「今や新法典既二成ル苟モ日本人民タル者ハ法律学ヲ専修スルト否トヲ分タス皆ナ其大要ヲ知得スルニアラス」と述べた。また当時東京専門学校講師であり、後に京都帝大および立命館大学に勤めた行政法の大家である織田萬⁽⁷⁸⁾の一九九四年の著作（表一―五A）では、総論は「法学及ヒ法術」、「法律」（先述の「法の諸相」を含む）、「権利及ヒ義務」（定義、種類、主体客体、発生・移転・消滅を含む）の三編に分けられた。また各論部分は明らかに六法の枠組みに依拠し、憲法から諸法の内容を論じ、しかもこれに多くの紙幅が割かれた。同じく東京専門学校講師であり、その後国際法の重要な学者となった中村進午⁽⁷⁹⁾が一九九六年に織田萬と共に著したもの（表一―六）も、総論を三編に分け、「法律」、「権利及び義務」のほか、「法学及ヒ法術」の代わりに「国家及政權」を立てた。各論にも多くの紙幅を割き、六法の枠組みで日本法の内容を説いた。こうした総論は法学専攻者が「森を見てから木を見る」助けとなり、またこうした各論は非法学専攻者が国家法を知る助けとなる。

だが、一八九〇年代に出版された法学通論書のいずれもが、このように豊富な内容を持っていたわけではなかった。当時司法官であった（その後は政治家）鈴木喜三郎⁽⁸⁰⁾の一九〇〇年の著作（表一―七）においては、総論的性質の

各章の内容は、手塚太郎の前掲書の総論と似ているが、より多くの紙幅が民法総則に充てられたため、各論には偏りがあった。これと類似するのは、当時新進気鋭で、後に法学者として名を挙げた山田三良⁽⁸¹⁾の一九〇〇年の著作（表一—八）である。同書は、法学を簡単に紹介した後に法の諸相を論じただけで、各論はなかった。

一九〇〇年代に出版された法学通論書は、内容において成熟しつつあった。当時明治大学講師であった著名な弁護士⁽⁸²⁾の鶴澤⁽⁸³⁾の一九〇三年の著作（表一—九）は、明治大学出版部講法会の通信教育講義にすぎなかったため、総論に当たる法学・法の諸相に関する数章しかなく、各論はなく、かなり簡略化されていた。だが、明治期の学界が法学通論の論述を不断に蓄積した後、法学博士号を取得した奥田義人が一九〇五年に出版した著作は、織田萬の一九〇四年の総論と同様に、上・中・下巻を用いてそれぞれ「法学」、「法律」、「権利」を論じた。従来は法律・権利しか各諸相について詳しく論じられなかったが、この「法学」部分はその性質・類別・効用・基礎・歴史・学派等の諸相をカバーしていた。しかも一八八九年版と異なり、ここでは日本法の各規定が「権利」部分に含まれていた。形式的には「各論」と呼ばれていないが、「権利」巻（国家統治権力をめぐる議論を含む）は日本法を簡要に紹介しており、各論の**実質**を備えていた。

最も完成度が高いといふべきは織田萬の一九〇七年の著作であり、それは一八九四年版における総論と各論の區別を踏襲しているが、内容はより**充実**している⁽⁸³⁾。例えば総論は既存の法学・法律・権利義務の三編のほか、中村進午と共著した一八九六年版にあった「**国家及政權**」を追加し、**総論四編モデル**を確立した。各論では同様に六法の枠組みにより日本の諸法を説いた。このほか、清末中国で講義するために執筆した岡田朝太郎（後述⁽⁸⁴⁾）の一九〇八年の著作（表一—一〇A）は、当時の日本の法学界の關係する論述を整理したものに等しい。同書はまず総論部分を「総巻」と称し、法律・権利義務両者の諸相を講じ、その後、第一巻の憲法から、行政法、民法、商法、刑法、

裁判所構成法、訴訟法、国際私法、国際公法の順で計九巻を用い、日本の六法体系の法制に国際法を加えて叙述した。これは非常に詳細な各論といえよう。

ただ、講義毎のニーズの違いからか、一九〇〇年代に出版されたものの中には、法学専攻者がその他の科目で学修する各論部分を直接省略するものもあった。明治民法の起草者の一人であり、当時日本・朝鮮・中国で活躍した法学の大家・梅謙次郎⁽⁸⁵⁾の一九〇九年の著作（表一—一A）は、手塚太郎の一九九三年の著作の第一編に似ており、まず法律と道徳・政治・経済との関係を説き、その後に法の諸相を講じるが、その第二編の「各論」はなかった。

梅謙次郎は一九〇〇年代に至り、法学の各分野については専門科目により詳論すべきと考えたのであろう。当時東京帝大行政法講座教授であり、まだ軍国主義が高まった時期のように天皇制神学を提唱していなかった筈克彦⁽⁸⁶⁾の一九一〇年の著作（表一—一二）は、国家・法・権利義務それぞれの諸相を論じており、実際には総論であり、各論に相当する内容はなかった。

一九一〇年代以降に出版された法学通論書は、すでにイノベーション能力を喪失していたようである。織田萬の一九一七年の著作（表一—五C）は、その一九〇七年版と比較すれば、例えば法学の部分において社会法学派が増え、編名が「法律」から「法」に改められ（日本の学界では徐々に「法律」という術語は専ら議会が制定した規範を指すようになっていたため、その範囲は「法」よりも狭い）、各章の名称または順序に若干の調整が加えられ、章が増えたりしたが、全体的な構成および内容は大体同じであった。岡田朝太郎の一九二〇年の著作（表一—一〇D）も、その一九〇八年版と比べて、章数の微調整等の違いがあったにすぎない。梅謙次郎の一九〇九年の著作は、東京帝大法学教授の牧野英一⁽⁸⁷⁾が補修した上で、一九一四年に出版された（表一—一B）。同書にも当然、従来の構成を維持する傾向が見られる。一九二〇年代に出版されたものには、何ら目新しい点はない。金森徳次郎の

著作（表一―一四）は、まず法と道徳・礼儀・宗教の関係を説き、その後、法の諸相を詳述するが、各論はなかった。孫田秀春の著作（表一―一五）の議論枠組みは、先述の総論四編、すなわち「法学」、「法」、「権利及び義務」、「国家」であり、これにも各論はなかった。

これらが一九〇〇年代に確立された論述方式の枠を出なかった理由は、一九〇〇年代／明治末期に日本の法学通論書がまさに成熟段階へと発展を遂げ、法律専門人材のトレーニングにおいてもはや必要とされなくなったことに求めることができる。その後、法学者にはその内容を錬磨しようとする強い動機はなく、戦前日本の法学通論書は、桜のように「満開」を迎えた後に、徐々に風に吹かれて散っていった。

日本の明治末期は、中国の清末に当たる。法学通論は日本においては、法学の基本観念の普及に伴い、法学各科目の内容が充実して一冊の通論では書き切れなくなり、法学専攻者に重視されなくなった。だが、西洋法継受の道を歩み始めたばかりの清末中国にとっては、まさにその必要に即したものであった。次の四では、明治日本が形作った法学通論書が、如何にして海を越えて清末中国に渡り、異国の地で再び春を迎えたかを見る。

(1) 王泰升編『国立台湾大学法律学院史附録参考書』（国立台湾大学法律学院、未刊行、二〇〇一年）一六八、二一七頁参照。筆者は台湾大学法律学院史を執筆するために、リサーチアシスタントに關係史料の整理を依頼し、院史を出版すると同時に本書を編んだ。正式に出版されていないが、一部の図書館に所蔵されている。

(2) 例えば夏勤・郁巖、歐陽谿、樓桐孫等が執筆した法学通論教科書である（王泰升「清末及民国時代中国與西式法院の初次接触」中研院法学期刊一期（二〇〇七年）一〇五、一一三頁参照）。

(3) 王泰升『具有歴史思維的法学・結合台湾法律社会史與法律論証』（王泰升、二〇一〇年）一頁。同書の「自序」において、「本書はむしろ三二年の後に、韓先生がその法学緒論書において筆者に示した知識および韓先生が伝授した自由・民主・法治の理念に依えて、今日の台湾において法学を構築するために論じるものである。……本書第一章は多かれ少なかれ、

- 私の「法学緒論」を履修したことのある法律系の学生、およびどの法学緒論を読むべきかを質問した歴史系の学生に説明するために執筆した……」。
- (4) 王泰升「創新版的「法学緒論」・秉持社会關懷的法学」台湾法学雜誌二四八期(二〇一〇年)一〜二六頁参照。
- (5) 王泰升(松田恵美子訳)「台湾社会の慣習の国家法化について(上)」名城法学六四卷三号(二〇一五年)九六〜一〇〇頁参照。
- (6) 王泰升「台湾法学發展史及其省思」簡資修主編『2014兩岸四地法律發展・法学研究與方法(上)』(中央研究院法律學研究所、二〇一八年)四五〜一六九頁参照。
- (7) 韓忠謨『法学緒論』(韓忠謨、六版、一九七七年)一〜三頁参照。
- (8) たとえ中国にいる研究者の程波であっても、博士論文執筆のために清末に出版された法学通論書を探した際に、図書目録にはあっても、やはり実際には見つけることができず、その内容を閲覧することができないという問題があった。程は関連する図書目録を参考にし、一九〇二年から一九一一年までの間に日本の法学通論書を中国語に翻訳した法学通論書の全てをリストアップしたものの、現在それら全てを収集することはすでに不可能となっており、存在することは知っているが、読んだことのない図書目録上の書籍があると述べた。例えば王燾の訳業である。またその後の版しか目にするのができないものもある。例えば、胡挹祺編書は一九〇七年版の存在が確認できるが、目にするのができたのは一九一三年版だけであったという(程波『中国近代法理学(一九九五〜一九四九)』(商務印書館、二〇一二年)一七〜二〇、五四、一〇一頁参照)。
- (9) 例えば台湾大学図書館所蔵の朱祖貽編『法学通論』(正中書局、滬一五版、一九四六年)、何任清『法学通論』(商務印書館、五版、一九四七年)、楼桐孫編『法学通論(青年基本知識叢書)』(正中書局、滬八版、一九四七年)である。台湾大学図書館の蔵書については <http://www.lib.ntu.edu.tw/> 参照(最終アクセス日:二〇一八年八月九日)。
- (10) 例えば台湾大学図書館所蔵の楼桐孫編『法学通論』(正中書局、台二版、一九五三年)、歐陽谿撰、郭衛編『法学通論(法学叢書)』(力行書局、台一版、一九六〇年)である。東呉大学図書館にもこうした書籍がある。例えば何任清『法学通論』(台湾商務印書館、増訂一版、一九八四年)。
- (11) 台湾大学図書館は一九二〇年代の民国期中国において出版された法学通論書を珍しく所蔵している。すなわち、夏勤・

郁寔合述、王選疏『朝陽大学法律科講義・法学通論』（朝陽大学、六版、一九二七年）である。もつともその由来および受入時期は不明である。

(12) 例えば丘漢平編『法学通論（新時代法学叢書）』（商務印書館、一九三三年）である。これは「民国輯逸」シリーズに当たり、二〇〇七年に中国図書館学会高校（高等教育機関を指す）分会が北京中献拓方電子製印公司に民国圖書の複製を依頼した産物である。同じくこの「民国輯逸」に属するものとしては、胡挹琪編『法学通論（政法述義叢書）』（集成書社、再版、一九一三年）、夏勤・郁寔『法学通論』（朝陽大学出版部、一九一九年）、白鵬飛『法学通論』（民智書局、四版、一九三一年）、朱采真『現代法学通論』（世界書局、一九三二年）、胡慶育『法学通論』（太平洋書局、一九三三年）がある。これらの復刻版により本研究は順調に進んだ。ここに記して謹んで謝意を表す。

(13) 例えば中国の学者である程波がその著書『中国近代法理学（一八九五―一九四九）・前掲注（8）』において引用する多くの法学通論書の版の中には、筆者未見のものがある。そのため、同書における程波の観察を孫引きするほかない。

(14) 後に詳述するように、「法学緒論」を书名としないものには、劉得寬『法学入門』（五南、一九八六年）、王海南ほか（台湾法学研究中心編輯小組編『法学入門』（月旦出版社、一九九三年）、陳惠馨『法学概論』（三民書局、一九九五年）が含まれる。戦後日本の学界において「法学入門」の书名を採用したものは以下のとおりである。末川博『法学入門』（有斐閣、五版補訂版、二〇〇一年）、米倉明『法律学教材法学入門』（東京大学出版会、一九七三年）、田中英夫『実定法学入門』（東京大学出版会、三版、一九九九年。初版は一九七四年）、五十嵐清『法学入門』（悠々社、新版、二〇〇二年。初版は一九七九年）。これらについては、筆者が法学緒論について論文を執筆しようとしていることを知った北海道大学大学院法学研究科の鈴木賢教授（当時）からご恵与賜った。そのご厚情に深く感謝する。

(15) その簡単な図書目録は以下のとおりである。歐陽谿『法学通論（上・下）』（一九三三年、上海）KNN440.F34.1933（請求記号。以下同じ）、林紀東『法律概論』（一九四六年、上海）KNN122.L58.1947、涂懷瑩『法学緒論』（一九六〇年、台北）KNP44.T84.1960、翁偉湛『法学緒論』（一九六三年、台北）KNP44.W46.1963、曾如柏『法学緒論』（一九六三年、台北）KNP44.T74.1963、鄭玉波『法学緒論』（一九六五年、台北）KNP44.C54.1965、单仲範『法学緒論』（一九六五年、台北）KNP44.S53.1965、梅仲協『法学緒論』（一九六七年、台北）K230.M45.F3.1967、林紀東『法学緒論』（一九七二年、台北）K230.L445.F3.1972、蔣耀祖『法学緒論』（一九七五年、台北）KNP44.C55.1975。

- (16) 前掲注(15)の歐陽谿、林紀東(二冊)、鄭玉波、梅仲協の著作の計五冊を含む。上述の書籍ならびに丘漢平(一九三三年)および朱祖貽(一九四六年)がそれぞれ執筆した『法学通論』のコピーについては、ワシントン大学ロースクール博士課程の郭詠華氏(当時)に労を執っていただいた。ここに記して謝意を表す。
- (17) 日本の国会図書館所蔵の明治期の法学通論書については、オンラインで検索し、かつその内容のスキヤン画像を閲覧する)がよい。 http://iss.ndl.go.jp/books?datefrom=1868&rttitle=%E6%B3%95%E5%AD%A6%E9%80%9A%E8%B9%6&mediatypes%5b%5d=1&mediatypes%5b%5d=6&date=1912&search_mode=advanced 参照。(最終アクセス日:二〇一八年二月二日)
- (18) この骨の折れる収集作業は台湾大学法律学院博士課程の林峰寧氏が行った。ここに記して謝意を表したい。
- (19) 筆者は二〇一七年一月二〇日に早稲田大学に日本近代法制史の専門家の浅古弘教授を訪ね、前掲の四三名の法学者リストから、学術的影響力を基準に一六名の法学者を選んでいただいた。本研究の完成はこれによっている。ここに記して謝意を表す。その後筆者が植民地台湾で奉職していた増田福太郎を加えたため、計一七名となる。
- (20) 織田萬(劉崇佑訳)『法学通論』(商務印書館、一九〇七年)、岡田朝太郎『法学通論』(中外印刷株式会社、七版、一九二〇年)、梅謙次郎講述・牧野英一補修『法学通論』(政法大学、七版、一九一四年)を含む。
- (21) 著者は台湾にることから、当時京都大学博士課程に在籍していた林政佑氏に、日本の現地でなければ入手不可能な資料、例えば京都大学図書館に所蔵されている山田三良『法学通論』(明治大学出版部、版不明、一九〇四年。初版は一九〇〇年と推測される)の収集にご協力いただいた。ここに記して謝意を表す。
- (22) 詳細については王泰升・前掲注(3)三〇〇〜三三八頁参照。
- (23) 表二所掲の民国中国の法学通論書の作者の中で、中華人民共和国政府統治下の中国に残留し、一九四九年以降の中国法学の発展に参加した者は少数であった。例えば李景禧・劉子松である。この点については後述の各著作の作者についての紹介を参照されたい。
- (24) 手塚豊『明治法学教育史』(慶應通信、一九八八年)三〇五、八〇二、二二二〜二二三頁参照。
- (25) 手塚・前掲注(24)九〇〜九一頁参照。
- (26) 小石川裕介「法教育と法学の始まり」高谷知佳・小石川裕介編『日本法史から何がみえるか…法と秩序の歴史を学ぶ』

- (有斐閣、二〇一八年) 二二〇～二二二頁参照。
- (27) 小石川・前掲注(26) 二二二～二二三頁参照。
- (28) 手塚・前掲注(24) 一〇六、一九二～一九三、一九九、二〇五～二〇六頁参照。
- (29) 明治大学史資料中心編『明治大学小史』強調「個性」的大学の130年(明治大学、二〇一一年) 四頁参照(同書は明治大学史資料センター編『明治大学小史』(個)を強くする大学130年(学文社、二〇一一年)の中国語版である)。
- (30) その学則および科目表については明治大学史資料中心・前掲注(29) 一〇三～一〇四頁参照。「性法」とは「天ノ賦スル所良知ノ悟ル所道理ノ顯ハス所ノ訓戒(中略——引用文)法ノ規則」とされ、契約自由などのフランス契約法の原理は「性法」を基礎とするとされる(村上一博『日本近代法学の搖籃と明治法律学校』(日本経済評論社、二〇〇七年) 二六～二七、三〇頁参照)。
- (31) 手塚・前掲注(24) 一〇八～一一一、一一六～一一七、一二四頁、山中永之佑ほか(堯嘉寧・阿部由理香・王泰升・劉晏齊訳)『新日本近代法論』(五南、二〇〇八年) 二四二～二四四頁参照。
- (32) 穂積重行『明治一法学者の出發…穂積陳重をめぐって』(岩波書店、一九八八年) 二七四～二七五頁参照。法学通論科目の明治日本における起源については、京都大学大学院法学研究科の伊藤孝夫教授から懇切丁寧にご教示いただいた。ここに記して謝意を表したい。
- (33) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 通史一』(東京大学出版会、一九八四年) 四八一頁参照。
- (34) 穂積・前掲注(32) 三九二頁。
- (35) 穂積・前掲注(32) 三九二頁参照。
- (36) 潮見俊隆・利谷信義編『日本の法学者』(日本評論社、一九七五年) 五八頁、東京大学百年史編集委員会・前掲注(33) 四八一～四八二頁参照。
- (37) 林峰寧は日本の国会図書館Webサイトで明治期の法学緒論書を収集・考察し、日本語に翻訳されたフランス人学者の著作を発見した。例えばエスクバック(神山亨太郎・渡辺輝之助訳)『法学通論』(牧野書房、一八八九年)である。同書はEschbach, Louis Prosper Auguste, *Introduction générale à l'étude de droit*. Cotillon, 1886の翻訳である(フランス語の原著 <https://archive.org/details/Introduction00esch>参照)。もともと、原著は大きく二つの内容に分かれるが、邦訳版には

第一部分しかない。このほかベ・ナミユール(河地金代訳)『法学通論…一名・法学初歩』(時習社、一八八六年)は、Nanur Parfait, *Cours d'encyclopédie du droit, Introduction générale à l'étude du droit*, Bruylant-Christophe, 1875 の翻訳である(フランス語の原著はフランス国家図書館蔵書: Notice n°: FRBNF31002778)。

(38) 寺崎昌男・酒井豊「東京大学所蔵私立法律学校特別監督関係資料」東京大学史紀要三号(一九八〇年)一二―一四頁参照。同条規によれば、これら私立五校は毎月の課業時間割表、定期試験の時間割表および成績表を帝国大学に提出し、その指導を受けなければならない。もっとも、それに対して得られるメリットとしては、その卒業生の中で帝国大学総長により優等と認められた者は、法科大学で行う司法官吏立会いの試験を受けることができ、それに合格して及第証書を交付されれば、判事登用試験免除の優遇を受けることができた。一八八七年一〇月にその試験が実施され、計一八名の私立法律学校学生が及第し、同年一二月に全員が判事登用のための口述試験に合格し、判事試験に登用された。このように帝国大学総長が私立法律学校の教育内容に介入し、私立法律学校を直接監督し、かつ卒業生の資質をチェックするのは、日本の大学史上で前例のない制度であった(明治大学史資料中心・前掲注(29)九―一〇頁、小石川・前掲注(26)二三―二四頁参照)。

(39) 第一年の課程については、フランス法律科が法学通論、民法(人事篇)、民法(財産篇)、刑法、ドイツ法律科は法学通論、民法人権、民法物権、刑法、イギリス法律科は法学通論、契約法、私犯法(すなわち不法行為法)、代理法、刑法であった(寺崎・酒井・前掲注(38)一三、一六―一七頁参照)。

(40) 劉恒奴「從知識継受與学科定位論百年來台湾法學教育之變遷」(國立台灣大學法律學研究所博士論文、二〇〇五年)四四頁参照。

(41) 劉恒奴・前掲注(40)四六―四七頁参照。

(42) 『官報』一四五二号(明治二一(一八八八)年五月五日)四九頁参照。同規則二条に列挙された一五科目は「法理学、法学通論、憲法、行政法、民法、訴訟法、刑法、治罪法、商法、國際法、財政学、理財学、統計学、史学、論理学」であった。「特別認可学校」に選ばれたのは、元々「特別監督条規」下にあった五大法律学校のほか、獨逸学協會学校・東京フランス学校もあり、私立法律学校七校であった(明治大学史資料中心・前掲注(29)一一頁参照)。

(43) 明治大学史資料中心・前掲注(29)一一頁参照。

(44) 村上・前掲注(30)一、三―六、八頁参照。

- (45) 村上・前掲注(30)二五～二六、三〇頁、三七頁の注(14)参照。
- (46) 当時は名称は異なるが、実質的には法学通論に似た通信教育教材があった。例えば手塚太郎『通信教授法律学(前・後篇)』(通信講学会、一八八九年)である。同書と手塚が後に執筆した『法学通論』(日本同盟法学会、一八九三年)の目次を比べると、類似点が多いが、後者の方が詳細である(表一―四参照)。
- (47) 早稲田大学『東京専門学校年報明治十五年度』(新橋総十郎町国文社活版、一九八二年複製)八、一七頁参照。同書は早稲田大学を定年退職された浅古弘教授からご恵与いただいた。ここに記して謝意を表したい。
- (48) 「私立法律学校特別監督関係資料」によれば、東京専門学校の課程に法学通論はあったが、担当教員が誰であったかは記されていない(寺崎・酒井・前掲注(38)五八～五九頁参照)。
- (49) 表一―八の山田三良講述『法学通論』は一九〇四年に明治大学出版部から出版した版であるが、山田の『法学通論』の最初の版は、一九〇〇年に早稲田大学出版社から出版したものと推測される。
- (50) 東京帝国大学『東京帝国大学五十年史(上)』(東京帝国大学、一九三二年)一一一七～一一二〇頁、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史一』(東京大学出版会、一九八四年)四三頁参照。
- (51) 東京大学百年史編集委員会・前掲注(50)四八頁参照。
- (52) 秦郁彦『日本近現代人物履歴事典』(東京大学出版会、二〇〇二年)四六〇頁、潮見・利谷・前掲注(36)七一頁参照。
- (53) 秦・前掲注(52)四五九～四六〇頁。
- (54) 穂積重遠はその著書『法理学大綱』において「本書は著者が東京帝国大学法科大学に於て担任する法理学講座のための講義案として編成したるものなり……講義時間は一学年約三十週間一週三時間づつなり……本書の爲めに全般に亘りて主として参考せるは左記の諸書なり。……穂積陳重博士 法理学講義筆記(明治四十年度)」と述べた(穂積重遠(李鶴鳴訳)『法理学大綱(政法叢書)』(商務印書館、一九三五年。初版は一九二八年)の「緒言」一頁)〔邦訳に際しては穂積重遠『法理学大綱』(岩波書店、二三版、一九二二年)の「緒言」一～二頁参照〕。
- (55) その科目表については王泰升「国立台湾大学法律学院院史(1928～2000)……台大法学教育的回顧」(国立台湾大学法律学院、二〇〇二年)二九～三一頁参照。
- (56) 徐聖凱「日治時期台北高等学校之研究」国立台湾師範大学台湾史研究所修士論文(二〇〇九年)一一二、一八二頁、

「表五—1—2：第一—18届卒業生選読大学、領域」（第一—18期卒業生の進学大学・領域）における「文政学部領域」参照。

(57) 増田福太郎『法学序説』（巖松堂書店、一九三六年）の「自序」一頁参照。思想レベルにおける増田の紹介については、呉豪人『殖民地的法学者：「現代」楽園的漫遊者群像』（国立台湾大学出版中心、二〇一七年）一八〇—一八二、一九〇—二〇四頁参照。

(58) 台北帝大文政学部政学科の教員名簿には増田福太郎は見当たらない（陳昭如・傅家興「文政学部—政学科簡介」Academia—台北帝国大学研究通訊創刊号（一九九六年）三八—四八頁参照）。

(59) 林昶乾等総編輯『台湾文化事典』（国立台湾師範大学人文教育研究中心、二〇〇四年）九六五頁参照。台北帝大農学科の科目表に「農業法律学」および「農業法律学演習」が設けられたのは一九三一年のことであり、元々はなかった（李文良「理農学部—農学科簡介」Academia—台北帝国大学研究通訊創刊号（一九九六年）一五三—一五八頁参照）。増田福太郎は一九三六年に台北農林学会報一卷二号で「農業法研究の現状」を発表した（増田・前掲注（57）八八頁参照）。

(60) 手塚・前掲注（24）一九〇—一九二頁参照。

(61) 手塚・前掲注（24）一九八、二〇五—二〇七頁参照。

(62) 手塚・前掲注（24）二一〇—二一一、二二七—二二八、二三八—二三九、二二四—二二五頁参照。

(63) 立命館百年史編纂委員会編集『立命館百年史 通史（第一巻）』（立命館大学、一九九九年）八—九、一一八—一一九頁、同『立命館百年史 資料編（第一巻）』（立命館大学、一九九九年）一四九頁参照（以下の引用においては、それぞれ『立命館百年史・通史』、『立命館百年史・資料編』と略す）。両書の収集・整理については林政佑博士にご協力いただいた。ここに記して謝意を表したい。

(64) 『立命館百年史・通史』一二〇頁参照。

(65) 『立命館百年史・通史』一八四頁、『立命館百年史・資料編』一九二頁参照。

(66) 『立命館百年史・通史』一九一—一九二頁、『立命館百年史・資料編』二二三—二三八、二五四—二五五、二六三頁参照。

(67) 『立命館百年史・通史』二五五、二五七、二六〇頁、『立命館百年史・資料編』三三五頁参照。

- (68) 『立命館百年史・通史』二九八頁、『立命館百年史・資料編』四八〇～四八一、六七四～六七六、七六九～七七〇頁参照。
- (69) 日本国会図書館Webサイト [http://issn1.go.jp/books?datefrom=1868&rltitle=%E6%B3%95%E5%AD%A6%E9%80%9A%E8%AB%96&mediatype\]=1&mediatype\]=6&dateio=1912&search_mode=advanced](http://issn1.go.jp/books?datefrom=1868&rltitle=%E6%B3%95%E5%AD%A6%E9%80%9A%E8%AB%96&mediatype]=1&mediatype]=6&dateio=1912&search_mode=advanced) 参照（最終アクセス日：二〇一八年六月二四日）。
- (70) ここでは日本の国会図書館の目録に基づき、五十音および出版年の先後の順に、各書の作者・書名・出版者・出版年を列記する。すなわち奥田義人述『法学通論（英吉利法律学校第一級講義録）』（英吉利法律学校、一八八九年）、三宅恒徳述、首藤貞吉編『法学通論（東京専門学校第一級法学部講義）』（東京専門学校、一八八九年）、岸本辰雄述『法学通論（明治法律学校講法会、一八九〇年）、中村忠雄述『法学通論（東京文學院第一級講義録）』（東京文學院、一八九〇年）、窪田静太郎述『法学通論（出版者不明、一八九三年）、織田萬述『法学通論（和仏法律学校第三期講義録）』（和仏法律学校、一八九四年）、児玉錦平述、萩原八十吉記『法学通論・法例講義』（戸田直秀、一八九四年）、畑良太郎述『法学通論講義（和仏法律学校第二期講義録）』（和仏法律学校、一八九四年）、中村進午述『法学通論（東京専門学校行政科第九回一年級講義録）』（東京専門学校、一八九六年）、岡村司述『法学通論（明治法律学校三二年度一学年講義録）』（明治法律学校、一八九九年）、肥田平次郎述『法学通論（東京法学院三二年度一年級講義録）』（東京法学院、一八九九年）、山田三良講述『法学通論』（早稲田大学出版部、一九〇〇年）、鈴木喜三郎述『法学通論（東京専門学校政治経済科第六回一学年講義録）』（東京専門学校出版部、一九〇〇年）、三瀧信三述『早稲田大学政治経済科講義録』四 法学通論（早稲田大学出版部、一九〇〇年）、宮本平九郎述『法学通論（明治法律学校三三年度一学年講義録）』（明治法律学校講法会、一九〇〇年）、中島玉吉述『法学通論（和仏法律学校三三年度一学年講義録）』（和仏法律学校、一九〇二年）、島田俊雄述『法学通論（日本大学三七年度第一級法学講義録）』（日本大学、一九〇四年）、梅謙次郎講述『法学通論』（法政大学、一九〇九年）、寛克彦述『法学通論（日本大学四三年度法科第一学年講義録）』（日本大学、一九一〇年）の計一九冊である。
- (71) 日本の国会図書館の目録に基づき、各書の出版年の先後の順に、各書の作者・書名・出版者・出版年を列記する。ペ・ナミュール著（河地金代訳）『法学通論…二名・法学初歩』（時習社、一八八六年）、山田喜之助著『法学通論』（博聞社、一八八七年）、牧児馬太郎著『法学通論（政治学経済学法律学講習全書）』（博文館、一八八九年）、手塚太郎著『法学通論』

（日本同盟法学会、一八九三年）、磯谷幸次郎著『法学通論（日本法律学校正科講義録）』（日本法律学校編輯部、一八九六年）、羽生慶三郎著『法学通論』（東華堂、一八九九年）、西本辰之助著『法学通論（経済学講義）』（時事新報出版部、一九〇〇年）、後藤本馬著『実用問答法学通論』（青木高山堂、一九〇〇年）、松尾国太郎著『法学通論』（高等成師学会、一九〇二年）、山田正賢著、柿崎欽吾編『警察学校・法学通論』（警法学会ほか、一九〇二年）、鵜沢総明著『法学通論（明治法律学校三六年度一学年講義録）』（明治法律学校講法会、一九〇三年）、平島及平著『法学通論』（泰東同文局、一九〇七年）、岡田朝太郎著『法学通論（富山房・有斐閣、一九〇八年）、福田庫文司・秋野沆著『法学通論』（修学堂、一九〇八年）、草刈融著『簡易法学通論』（松華堂、一九〇九年）、飯島喬平著『法学通論（早稲田大学四三年度法律科・政治経済科講義録）』（早稲田大学出版部、一九一〇年）の計一六冊である。さらに「法学通論」以外の書名を用いる作者も極少数ながらいた。例えば大島誠治著『法学入門』（金港堂、一八八七年）、鮫島東四郎述『法学入門・言文一致』（博文館、一九〇三年）、佐原竹堂著『法学入門』（稲生館、一九〇九年）である。

(72) 三瀧信三『近世法学通論』（有斐閣、一九一八年）の「本書ノ目的及ヒ内容ニ付テ」四頁参照。同書中表紙には三瀧が「東京帝国大学法科大学教授」、「法学博士」であると記されている。

(73) 山田喜之助は一八八二年に東京大学法学部を卒業し、一八八六年七月に東京控訴院詰となり、一八八七年二月に大審院詰に転任し、一八九〇年に大審院判事に任ぜられ、最終的には一八九八年に司法次官に就任した（秦・前掲注（52）五四六～五四七頁参照）。

(74) 奥田義人は一八八四年に東京大学法学部を卒業し、一八八七年九月に農商務省参事官に就任し、一八八九年五月に農商務大臣秘書官兼参事官へと転任した。一九〇三年一月に法学博士号を取得し、一九〇三年三月から一九〇八年三月まで衆議院議員を務め、一九〇五年に再び『法学通論』を出版した。その後は文部大臣、司法大臣、中央大学学長、東京市長を歴任した（秦・前掲注（52）二二八頁参照）。

(75) 岸本辰雄は一八七六年に司法省法学校を、一八七九年にパリ大学法学部を卒業し、一八八一年に友人と共に明治法律学校を創立し、一八八八年に同校が校長制をとることとなり、初代校長に就任した。司法省参事官等を歴任した後、一八九〇年一月に大審院判事に任じられ、一八九三年に弁護士登録し、東京弁護士会会長に就いた（明治大学史資料センター編『明治大学小史…人物編』（明治大学、二〇一一年）四～五頁参照）。

- (76) 手塚太郎は司法省法学校を卒業した明治・大正時代の司法官であり、名古屋控訴院検察長、長崎控訴院長を歴任した(上田正昭・西澤潤一・平山郁夫・三浦朱門監修『日本人名大辞典』(講談社、二〇〇一年) 二二五八頁参照)。
- (77) 手塚・前掲注(71)の「自序」三頁。
- (78) 織田萬は一八九二年に東京帝大法科大学法律学科(仏法)を卒業した後に同大学院に入学し、一八九三年八月から一八九六年五月まで東京専門学校講師を務めた。その後、フランス・ドイツで行政法および国法学を研究した。一八九九年九月から一九三〇年一月まで京都帝国大学法科大学教授となり、行政法講座を担任すると共に、一九〇一年一月から一九〇七年五月まで京都帝国大学法科大学長を務めた。一九〇一年六月に法学博士号取得。一九一四年四月から一九二七年八月まで立命館大学教頭、一九一七年一月から一九二二年五月まで関西大学長を兼任した(秦・前掲注(52)一三五頁参照)。
- (79) 中村進年は一八九四年に東京帝大法科大学政治科卒業後に同大学院に進学し、一八九四年九月から一八九七年一月まで東京専門学校講師を務め、その後ドイツ・イギリスで国際法および西洋外交史を研究した。一九〇一年六月に法学博士号取得。一九〇七年四月に早稲田大学教授に就任し、一九一〇年二月から一九二〇年三月まで同法科長を務めた。その後、複数の大学で教鞭を執った(秦・前掲注(52)三七六頁参照)。
- (80) 鈴木喜三郎は一八九一年に東京帝大法科大学法律学科(仏法)を卒業して司法界に入り、一八九八年七月に東京控訴院判事に、一九〇二年九月には同部長となった。その後、大審院判事、司法次官、貴族院議員、検事総長、司法大臣、内務大臣、衆議院議員、政友会総裁等を歴任した(秦・前掲注(52)二八一頁参照)。
- (81) 山田三良は一八九六年に東京帝大法科大学法律学科(英法)卒業後に同大学院に進学し、一八九七年四月に国際私法研究のために欧米に留学し、一九〇〇年五月に東京帝大法科大学助教授に就任し、一九〇一年八月に同大学教授・国際私法講座担任となった。一九〇二年七月に法学博士号取得。その後、京城帝国大学総長、日本学士院長を歴任した(秦・前掲注(52)五四七頁参照)。
- (82) 鵜澤絵明は一八九九年に東京帝大法科大学(独法)卒業後、同大学院に進学し、弁護士登録し、一九〇一年六月に明治法律学校講師、一九二〇年に明治大学法学部長、一九三四年九月から一九三八年八月までと、一九四三年七月から一九四六年四月まで明治大学総長を歴任した。一九〇八年三月に法学博士号取得。一九三二年四月から一九三三年三月まで第一東京弁護士会長、一九四六年五月から一九四八年一月まで東京裁判弁護士(弁護士団長)を務めた(秦・前掲注(52)八二頁参照)。

- 照）。
- (83) 京都大学大学院法学研究科の伊藤孝夫教授は二〇一八年三月二十七日に筆者と面談した際に、すでにこの点を指摘していた。
- (84) 岡田朝太郎が清末中国から招聘された際の最も主要な任務は、清朝のために西洋式の刑事法典を編纂することであったが、同時に京師法律学堂、京師政法学堂で法学通論を含む科目を教授することもあった（黄源盛『法律継受與近代中国法』（黄若喬、二〇〇七年）二六〇―二七頁参照）。
- (85) 梅謙次郎は一八八四年七月に司法省法学校を卒業した後、一八八六年二月に法律学研究のためにフランスに留学した。一八九〇年八月に東京帝大法科大学教授に就任し、一八九一年八月に法学博士号を取得し、一八九三年九月に民法第二講座担任となると共に、日本民法典の起草に参与し、一八九七年六月に同法科大学長に就任した。一八九九年一月から一九〇〇年一〇月まで、また一九〇二年一〇月から和仏法律学校校長、一九〇三年八月から一九一〇年八月までは法政大学総理を務めた。清末中国における法律人才の養成および立法事業の推進にも協力した。一九〇六年六月に韓国政府法律顧問に就任（秦・前掲注（52）八七頁、潮見・利谷・前掲注（36）八三―八九頁参照）。
- (86) 寛克彦は一八九七年に東京帝大法科大学法律学科（英法）を卒業し、同大学院に進学し、一八九八年六月に行政法研究のためにヨーロッパに留学した。一九〇〇年六月に東京帝大法科大学助教授に就任し、一九〇三年に同教授・行政法第二講座担任となった。一九〇四年八月に法学博士号取得。上杉慎吉が逝去し、直系の後継者がいなかったため、寛克彦が一九二八年に憲法第二講座担任となり、一九三一年に法理学講座担任となった。その主張は、神道とは日本の国体であり、すなわち天皇制の精神につながるとするものであった（秦・前掲注（52）一四四頁、呉蒙人・前掲注（57）一八二―一八九頁参照）。
- (87) 牧野英一は一九〇七年一〇月に東京帝大法科大学助教授兼検事・刑法講座担任となり、一九一〇年九月から刑法研究のためにヨーロッパに留学し、一九一三年七月に同法科大学教授に就任し、一九一四年七月に法学博士号を取得した（秦・前掲注（52）四六九頁参照）。